令和７年神審第３６号

裁　　決

遊漁船Ａモーターボート Ｂ衝突事件

受　　審　　人　　a

職　　名　Ａ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

受　　審　　人　　b

職　　名　Ｂ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ｂを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和６年１２月１６日１０時２０分

播磨灘北東部

２　船舶の要目

船 種 船 名　遊漁船Ａ　　モーターボートＢ

総 ト ン 数　４．８トン

登　録　長　１１．９６メートル　　５．８１メートル

機関の種類　ディーゼル機関　　電気点火機関

出　　力　２６５キロワット　　５１キロワット

３　事実の経過

Ａは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室の右舷側に舵輪、機関及びバウスラスター遠隔操縦装置を、その前方に右方からＧＰＳプロッター２台及び魚群探知機２台をそれぞれ装備したＦＲＰ製遊漁船で、ａ受審人が１人で乗り組み、釣り客１３人を乗せ、遊漁の目的で、船首０．２メートル船尾０．７メートルの喫水をもって、令和６年１２月１６日０６時００分兵庫県明石港を発し、播磨灘北東部のマツオ付近の釣り場に向かった。

ａ受審人は、０６時４０分前示釣り場に到着して漂泊と潮上りを繰り返しながら遊漁を行い、１０時１５分半少し前高蔵瀬東灯浮標南方沖の釣り場を発進してカンタマ南灯浮標南東方沖に向けて潮上りを開始した。

ａ受審人は、ＧＰＳプロッターを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、船首方にＢともう１隻の釣り船を初認し、両船が同じ方向を向いてほとんど移動しないことから、漂泊中であることを認めて２船の間を通過することとし、１０時１５分半少し過ぎ富島港北防波堤灯台（以下「富島北灯台」という。）から３２６度（真方位、以下同じ。）３．７８海里の地点で、針路を０７７度に定め、折からの潮流により左方へ４度圧流され、６．５ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

ａ受審人は、１０時１８分富島北灯台から３３１度３．７０海里の地点に達したとき、Ｂが正船首５６０メートルのところとなり、その

後同船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、ＧＰＳプロッターで釣り場の位置を確認することに気をとられ、接近状況を確かめるなど、Ｂに対する動静監視を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかった。

こうして、ａ受審人は、Ｂを避けることなく続航し、１０時２０分富島北灯台から３３４度３．６５海里の地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がＢの船尾に後方から７７度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力４の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には西方に向かう強い潮流があった。

また、Ｂは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画中央部右舷寄りに舵輪、その右側に機関遠隔操縦レバーを、舵輪の前方にＧＰＳプロッター兼魚群探知機をそれぞれ備え、汽笛を装備したＦＲＰ製プレジャーモーターボートで、ｂ受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首０．２メートル船尾０．６メートルの喫水をもって、同日０７時３０分兵庫県東播磨港を発し、カンタマ南灯浮標東方沖の釣り場に向かった。

ｂ受審人は、０７時４０分前示釣り場に到着して漂泊と潮上りを繰り返しながら徐々に南下して釣りを行い、１０時０９分半富島北灯台から３４１度３．５０海里の地点で、船首を東南東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

ｂ受審人は、折からの潮流により２６９度方向に２．５ノットの速力で圧流されながら、船尾甲板に立って左舷側からさおを出して釣りを行っていたところ、魚信を感じて掛かった魚を船尾甲板に引き上げたのち、機関を停止して同甲板上のクーラーボックスに腰を掛け、船

尾方を向きながら魚をさおから外す作業を開始した。

ｂ受審人は、１０時１８分少し前右舷船尾方６００メートルのところに、Ａを初認し、１０時１８分富島北灯台から３３５．５度3．６３海里の地点で、船首が１１３度を向いていたとき、同船が右舷船尾３６度５６０メートルのところとなり、その後Ａが自船に向かって衝突のおそれがある態勢のまま接近するのを認めたが、いずれ航行中のＡが漂泊中の自船を避けるものと思い、警告信号を行わず、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、ｂ受審人は、漂泊を続け、１０時２０分少し前船尾至近にＡが迫って左舷船尾から海中に飛び込み、Ｂは、船首が０００度を向いたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは左舷船首部外板に破口を、Ｂは船尾外板に割損、船外機に破損等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

（航法の適用）

本件は、播磨灘北東部において、航行中のＡと漂泊中のＢとが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第３８条及び第３９条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、播磨灘北東部において、航行中のＡが、動静監視不十分

で、漂泊中のＢを避けなかったことによって発生したが、Ｂが、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

ａ受審人は、播磨灘北東部において、釣り場に向けて航行中、前路に漂泊中のＢを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、接近状況を確かめるなど、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、ＧＰＳプロッターで釣り場の位置を確認することに気をとられ、Ｂに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中の同船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Ｂを避けることなく進行して衝突する事態を招き、Ａ、Ｂ両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ｂ受審人は、播磨灘北東部において、釣りのため漂泊中、自船に向かったまま衝突のおそれがある態勢で接近するＡを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、いずれ航行中のＡが漂泊中の自船を避けるものと思い、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、Ａ、Ｂ両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月１５日

神戸地方海難審判所

審 判 官　　田 之 上　　輝　　美